

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 工事進行基準を利用した不正会計の防止のために

工事進行基準による会計処理は、下記の算式により売上高が計上されますので、一般的に将来の見積りの要素を多く含み、財務諸表の虚偽表示のリスクが高くなるが多いため、会計監査人に対する留意事項として、「工事進行基準等の適用に関する監査上の取扱い」（以下、実務指針）が公表されました（平成27年4月30日、日本公認会計士協会）。

実務指針では、工事進行基準を適用している企業における過去の不正事例やこれを防止するための内部統制について詳細に解説されています。企業側においても、この実務指針を利用し、自社の内部統制について再度点検をするために利用できる内容となっています。

【工事進行基準による売上高の算式式】

- ・ 当期の工事収益＝工事収益総額× $\frac{\text{工事進捗度}}{\text{工事原価総額}}$ －前期までの累計工事収益計上額
- ・ $\text{工事進捗度} = \frac{\text{発生工事原価}}{\text{工事原価総額}}$

実務指針で列挙されている不正事例

不正事例		工事進行基準による会計処理への影響の例
工事収益	意図的に工事契約の認識単位を設定する。	工事進行基準が適用されるべき工事契約の単位を不正に操作し、工事収益を早期に計上する、あるいは工事利益を前取りする。
	工事収益総額が注文書又は契約書で確定していない場合に、工事収益総額を不適切に見積もって工事進行基準を適用する。	実際には、受注額の増額が見込めないにもかかわらず、顧客と合意しているかのように仮装することによって、工事収益総額を過大に見積り、工事収益の過大に計上する。
工事原価	実現可能性が低い原価低減活動による原価低減を考慮して、工事原価総額を不適切に見積もる。	（工事進捗度算定式の分母となる）工事原価総額を意図的に減額することで工事進捗度を操作して、工事収益を早期に計上する。
	工事契約の管理者が、他の工事契約に原価を付け替えることで工事原価を操作する。	（工事進捗度算定式の分子となる）当期発生工事原価を意図的に増額することで工事進捗度を操作して、収益を早期に計上する。
	工事原価を故意に計上しない又は架空原価を計上することによって、工事原価を操作する。	
	作業実績時間を操作して工事原価を操作する。	

お見逃しなく！

工事進行基準による会計処理は、会計不正を招き易い面があります。昨今の経営環境を踏まえ、工事進行基準を適用している企業においては、工事進行基準による会計不正を防止するための内部統制の一斉点検等を行おうとする動きがあります。

一方で、最も重要なことは、経営者が会計に関する高い倫理観を有し、また、その考え方を工事の管理者等に的確に伝え、会計不正が生じないような企業文化を創ることと考えられます。内部点検などをする場合には、その背景や趣旨などを社内ですべて共有することが強いガバナンスを作る上で最も重要と考えられます。